

議 案 第 80 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

租税特別措置法の改正に伴い、土地譲渡に対する特例の優良宅地造成認定制度及び優良住宅新築認定制度の申請手数料に係る引用条項を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表第8（第2条関係）			別表第8（第2条関係）		
事務の種類	手数料 の名称	金額	事務の種類	手数料 の名称	金額
1 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ、 <u>第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ</u> に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)		1 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	
2 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、 <u>第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ</u> に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)		2 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略)	
3 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、 <u>第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ</u> 又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するもので	(略)		3 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に	(略)	

あることについての認定の申請 に対する審査		対する審査	
4 租税特別措置法第28条の4 第3項第6号、第63条第3項 第6号若しくは第68条の69 第3項第6号又は第31条の2 第2項第15号ニ若しくは第6 2条の3第4項第15号ニに規 定する住宅の新築が優良な住宅 の供給に寄与するものであること についての認定の申請に対す る審査	(略)	4 租税特別措置法第28条の4 第3項第6号若しくは第63条 第3項第6号又は第31条の2 第2項第15号ニ若しくは第6 2条の3第4項第15号ニに規 定する住宅の新築が優良な住宅 の供給に寄与するものであること についての認定の申請に対す る審査	(略)
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の2に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの条例の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第2項第1号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の松戸市手数料条例別表第8の規定の適用については、同表第1項中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第7号イ」と、同表第2項中「租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第5号イ」と、同表第3項中「租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第7号ロ」と、同表第4項中「租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第6号」とする。